



## 物価高騰対応重点支援



# 「三芳町地域応援ふれあいクーポン券」取扱店を募集します

三芳町では、町民の食料品等の物価高騰に対する支援と地域経済の活性化を目的として、物価高騰対応重点支援「三芳町地域応援ふれあいクーポン券」を配布いたします。

このクーポン券を使用することができる取扱店を募集します。

### ■申込期間

令和8年1月19日（月）～10月30日（金）

※令和8年2月13日（金）までにお申込みいただいた場合、クーポン券配布時に同封される店舗一覧に掲載いたします。以降のお申込みにつきましては、三芳町ホームページに随時掲載いたします。ご協力いただける取扱店は必ず事前にお申込みをお願いいたします。お申込みがない場合はクーポン券の換金は出来ませんのでご注意ください。

### ■申込資格

三芳町内に店舗がある事業所

### ■申込方法

物価高騰対応重点支援「三芳町地域応援ふれあいクーポン券」取扱店申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送・FAX・メール・持参にて、観光産業課へご提出ください。

### ■概要

発行部数 1人につき 1,000円券×6枚

（A券 すべての加盟店で利用可能 1,000円×3枚）

（B券 加盟店のうち個人経営または中小規模事業者が運営する店舗で利用可能 1,000円×3枚  
※大規模小売店舗及びチェーン店・フランチャイズ店は利用不可）

配布対象 令和8年2月1日現在で三芳町に住民登録のある人

配布方法 世帯主宛て郵送にて配布

使用期間 配布日～令和8年11月30日（月）

換金期間 配布日～令和8年12月25日（金）

換金方法 埼玉りそな銀行鶴瀬支店・いるま野農業協同組合（JAいるま野）三芳支店  
いずれかへ使用済みクーポン券等を提出

※恐れ入りますが、概ね1ヶ月分をまとめて請求していただき、請求日から1ヶ月以内の5日、15日、25日に三芳町役場から指定口座にお振込みいたします（換金手数料は無料）。なお、お振込み確認のハガキは送付しませんのでご了承ください。

### 【注意事項】

請求書の請求者と口座名義人は必ず同一でお願いします。同一に出来ない場合は観光産業課までご連絡をお願いします。A券とB券の取り違えや換金期間後の換金は出来ませんのでご了承ください。3月初旬までに、申込いただいた方へ請求関係の書類、加盟店証、PR物品等を送付いたします。（3月中旬以降にお申込みいただいた場合は随時送付いたします）

### ■問い合わせ先

観光産業課 商工観光担当

電話：049-258-0019（内線214・215）/FAX：049-274-1013

メールアドレス：kanko[at]town.saitama-miyoshi.lg.jp

※上記の [at] を「@」に置き換える

